

日本版ライドシェアについて

令和6年度から日本版ライドシェアの運行が可能になり、県内でも順次運行が開始された。

- 1 概要 国土交通省が認めたタクシーが不足する地域、時期、時間帯において、一般ドライバーや自家用車を活用した運送サービス。2種免許を持たない一般ドライバーが研修を受け、タクシー会社の運行管理を条件にサービスを行う。
- 2 利用方法 タクシー配車アプリ(GOアプリ)による申込で、あらかじめ指定された、目的地へ運送する。料金はタクシー料金に準じ、キャッシュレス決済での事前確定運賃制
- 3 県補助 令和6年度⇒3ヶ月～6ヶ月(県10/10) *運行管理費、レンタカー借上、運転手人件費、ドライブレコーダー、配車アプリ、自動車保険等
令和7年度⇒333, 333円
- 4 県内の状況 令和6年度は8市町が運行
8月開始 福井市、あわら市、坂井市、越前市、敦賀市 (各1台)
11月開始 鯖江市、大野市、永平寺町、*敦賀市 (各1台)
令和7年度は鯖江市のみ運行
- 5 鯖江市の状況 相互タクシー(株) が運行
令和6年度 金・土の19時～24時
令和7年度 大型イベント等のある土・日の12時～21時
*県、市補助